

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（11万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月27日

平成19年12月27日にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、私の納付記録が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（11万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成19年12月の標準賞与額を11万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しているものの、申立期間に係る当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者全員に賞与に係る記録がないことから、事業主は賞与に係る届出を行っておらず、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
オンライン記録では、A 社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が遡及訂正され、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低額となっている。このため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する 36 万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 9 年 8 月 1 日）の後の同年 8 月 21 日付けで、同年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 9 万 2,000 円に遡及して引き下げていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所では、取締役として経理の仕事を担当していたが、平成 9 年 7 月 31 日に当該事業所を退職し、それ以降は一切関わりがない旨述べていること、及び他の同僚役員も、代表者が一人で会社の後始末をしていた旨述べていることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、36 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（102万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を102万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 9 日

平成 15 年 12 月 9 日に A 事業所から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、私の納付記録が無い。当該賞与について、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された平成 15 年分源泉徴収兼賃金台帳及び給与退職所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、102万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年2月1日）及び資格取得日（昭和47年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月1日から同年11月1日まで

私は、昭和44年11月頃からB先生の内弟子としてA事業所で勤務を始めた。46年2月から給料を頂くようになり退職した51年まで継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険記録が欠落している。また、当時、私と同じ助手をしていた同僚に確認したところ、厚生年金保険記録は欠落していない旨を述べている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A事業所において昭和46年2月3日に厚生年金保険の資格を取得し、47年2月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同事業所において再度資格を取得しており、同年2月から同年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、元事業主、元社会保険担当者及び複数の同僚は、いずれも、申立人は、一旦退職したことや長期間欠勤したことは無く雇用形態の変化も無い旨の供述をしていることから、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務したことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、複数の同僚が供述する申立人と同じ助手をしていた同僚は、申立期間の前後を通じてA事業所に係る厚生

年金保険の被保険者記録が継続している。

さらに、社会保険事務所の記録及び複数の元従業員の供述から、A事業所に継続して勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録に空白期間がある被保険者はいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和47年1月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和20年4月1日、資格喪失日は21年2月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日を訂正し、当該期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和21年2月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、船員保険料を船舶運営会により給与から控除されていたことが認められることから、船舶運営会の管理下にあったA社における申立人の資格喪失日に係る記録を21年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、21年2月から同年3月までは80円、21年4月から同年6月までは270円、21年7月から同年10月までは450円、21年11月は330円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和21年2月から同年11月までの船員保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年12月1日まで  
私は、申立期間にA社に所属していたので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年2月1日までの期間については、A社から提出のあった船員保険記録台帳に、申立人は、昭和19年8月31日に入営のため資格喪失した後、20年4月1日から予備船員として再度資格を取得し、21年2月1日に復員した旨の記載が確認できる。

また、国が保管する旧海軍人事等関係資料に、申立人は、昭和19年9月1日から海軍に編入され20年9月1日に海軍上等水兵に命じられた記載があることから、申立人は、19年9月1日から海軍に召集され、21年2月

1日に召集が解除されたと判断できるところ、当時の船員保険法第60条の2では、20年4月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その船員保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨の規定がされ、さらに、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が20年4月1日から開始されている。

さらに、A社から提出のあった船員保険被保険者入営応召不該当届に、申立人は昭和21年2月1日に復員したことが記載されており、申立人と一緒に記載されている4人のうち、3人は昭和20年4月1日から船員保険の記録が確認できる上、残る一人も旧台帳を確認したところ資格取得日の記載が無く不自然な記録となっている。

したがって、申立人が海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられることから、申立人の資格取得日は、昭和20年4月1日、資格喪失日は21年2月1日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった船員保険記録台帳から、80円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和21年2月1日から同年12月1日までの期間については、A社から提出のあった船員保険記録台帳に、申立人は、昭和21年2月1日に復員した後も引き続き同社に予備船員として在籍し、同年7月から同年10月までB船に乗船後、同年12月1日に退職した旨の記載がされていることが確認できる。

また、申立期間当時にB船に乗船し「運営会」と記載された船員保険被保険者台帳が残された被保険者が存在することから、申立人が乗船したB船は船舶運営会が管理している船舶であったことが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和21年2月1日から同年11月30日までは、船舶運営会における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった船員保険記録台帳から、昭和21年2月から同年3月までは80円、21年4月から同年6月までは270円、21年7月から同年10月までは450円、21年11月は330円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和21年2月から同年11月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。



また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間②に係る船員保険料を事業主（船舶運営会）により給与から控除されていたことが認められることから、船舶運営会管理下のA社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年8月9日）及び資格取得日（昭和22年10月7日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年8月23日から20年3月27日まで  
② 昭和20年8月9日から22年10月7日まで

私は、申立期間について、船舶運営会管理下のA社（現在は、B社）に継続勤務しており、会社命令で申立期間①については自宅で待機し、申立期間②についてはC社（現在は、D社）所属のE船に乗船したが、船員保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは間違いないので、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する退職所得の源泉徴収票によれば、就職年月日が昭和18年4月10日、退職年月日が57年9月30日との記載が確認できることから、申立人が申立期間①及び②についても継続してA社に在籍していたことが確認できる。

また、申立人は申立期間②のうち、昭和21年3月までの期間については会社命令により自宅で待機し、その後、同年4月からA社に在籍しながら、船舶運営会の管理するC社所属のE船に乗船したと述べているところ、申立人が記憶する船長や同僚は既に死亡しており、供述は得られないものの、C社に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立人が記憶する船長や複数の同僚の氏名及び職務が一致していることが確認できることから、申立人

が申立期間において同船に乗っていたことが認められる。

さらに、前述の同僚の船員保険被保険者台帳には、船舶名はE船と記載されているとともに、船舶運営会の押印があることから、申立人が乗船したE船は船舶運営会が管理している船舶であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間②について、船舶運営会における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、船員保険被保険者記録から、60円（第3級）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の船員保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は自宅で待機していたと述べているところ、昭和20年4月1日に予備船員を船員保険の被保険者とする制度が開始されるまでは、船員保険法（昭和15年3月1日施行）第19条において、「船舶ニ乗組マザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス」と定められていたことから、乗船していない当該期間については、申立人は船員保険の被保険者資格を取得することができなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和56年6月を8万6,000円、56年7月を10万4,000円、56年8月から同年12月までを11万円、57年1月から同年12月までを12万6,000円、58年1月から同年12月までを13万4,000円、59年4月から同年9月までを14万2,000円、60年1月から同年4月までを15万円、60年5月から同年7月までを18万円、61年4月から同年9月までを19万円、63年1月から同年9月までを20万円、平成3年2月から同年4月までを28万円、4年1月から同年7月までを32万円、5年4月から6年7月までを41万円、9年4月から同年9月までを47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から平成12年5月1日まで  
A社に勤務していた期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い標準報酬月額になっているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち昭和56年6月を8万6,000円、56年7月を10万4,000円、56年8月から同年12月までを11万円、57年1月から同年12月までを12万6,000円、58年1月から同年12月までを13万4,000円、59年4月から同年9月までを14万2,000円、60年1月から同年4月までを15万円、60年5月から同年7月までを18万円、61年4月から同年9月までを19万円、63年1月から同年9月までを20万円、平成3年2月から同年4月までを28万円、4年1月から同年7月までを32万円、5年4月から6年7月までを41万円、9年4月から同年9月までを47万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和56年4月及び同年5月、59年1月から同年3月まで、59年10月から同年12月まで、60年8月から61年3月まで、61年10月から62年12月まで、63年10月から平成3年1月まで、3年5月から同年12月まで、4年8月から5年3月まで、6年8月から9年3月まで、9年10月から12年4月までについては、申立人の給与支払明細書により認定できる標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与支払明細書において確認できる標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 10 日から 36 年 4 月 6 日まで  
② 昭和 38 年 6 月 1 日から 46 年 2 月 16 日まで

私は、申立期間①にA事業所で、申立期間②にB事業所で勤務していたが、オンライン記録で確認できる標準報酬月額が当時もらっていた給料より低い金額となっている。申立期間について、正しい標準報酬月額に変更してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所及びB事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、当時の同僚で連絡が取れた者は、いずれも給料明細書等を保管しておらず、当時の報酬月額についても記憶していないことから、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、A事業所及びB事業所は既に廃業しており、当時の賃金台帳等を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保管していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除額は不明である。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 4 月 30 日まで A 事業所で常勤的嘱託職員の医師として勤務していたのに同期間の厚生年金保険記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保有する常勤的嘱託職員任用調書等の人事記録から、申立人は、昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 4 月 30 日まで同事業所の常勤的嘱託職員の医師として勤務していたことが確認できる。

しかし、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、前述の常勤的嘱託職員任用調書に記載されている医師のうち、申立期間に同事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無い医師が複数確認できる上、当該医師のうち、事情が聴取できた同僚は、同事業所から厚生年金保険に加入できないと言われ国民年金保険料を納付した旨の供述をしており、同事業所では、申立期間当時、全ての常勤的嘱託職員の医師を厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

また、申立期間当時の社会保険担当者及び複数の同僚は、いずれも、どのような職員が厚生年金保険に加入していたか分からない旨の供述をしており、申立期間当時の状況について確認することができない。

さらに、A 事業所は、社会保険関係の書類は保存期間経過により廃棄しており、申立期間当時、常勤的嘱託職員の医師を厚生年金保険に加入させていたか分からない旨の回答をしていることから、申立人の同事業所における厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することができない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は無く、申立期間において健保番号は順番に払い出されており欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで

私は、A社に昭和 30 年 3 月に入社し 31 年 12 月末まで勤務していたのに、厚生年金保険の期間が昭和 31 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの 2 か月とされている。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、勤務の始期は確認できないものの、申立人はオンライン記録のA社における厚生年金保険の資格取得日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、A社に勤務するとき最初は必ず臨時工として入社し、その後3か月から1年くらいして正式採用になった旨の供述をしており、当該同僚の厚生年金保険資格取得日は、いずれも当該同僚が記憶している同社の入社日から3か月以上遅れていることから、同社は入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない状況が見受けられる。

また、申立人が記憶している同僚の一人は、「私は臨時工だったので厚生年金保険には加入しなかった。」と述べており、当該同僚のA社のオンライン記録は無い。

申立期間②について、複数の同僚から聴取するも、申立人の勤務期間は記憶しておらず、申立人がA社を退職した次に勤務したB事業所で申立人と同じ昭和 32 年 1 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得（B事業所の新規適用日）している同僚は、申立人は当該同僚より前からB事業所で勤務して

いた旨の供述をしていることから、申立人の勤務の終期について確認することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の賃金台帳等は保管しておらず、申立人の勤務実態や保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 6 月 30 日まで

私の A 社に係る申立期間の標準報酬月額が前年より下がっている。申立期間後の標準報酬月額が 2 万 2,000 円なので申立期間の標準報酬月額は 2 万 2,000 円である。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間の標準報酬月額は、昭和 38 年 10 月 1 日に 1 万 4,000 円で定時決定されており、従前の標準報酬月額の 1 万 8,000 円から 2 等級下がっていることは確認できる。

しかし、A 社は既に解散しており、申立期間当時の事業主及び解散時の事業主も死亡している上、同社の代表清算人も書類は無い旨の供述をしていることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、事情が聴取できた申立期間当時の同僚 8 人は、いずれも、給与明細書を保有しておらず、報酬月額及び保険料控除額の実態を確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、記録管理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで  
② 昭和 55 年 3 月 1 日から 57 年 10 月 31 日まで

私は、申立期間①はA社から在職中に名称変更したB社に、申立期間②はC社に勤務していたのに厚生年金保険に加入した記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社及びC社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないため、同僚から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、B社及びC社の当時の事業主の連絡先は不明であり、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等に関する会社資料を確認することができない。

なお、C社は厚生年金保険の非適用業種であるところ、非適用業種の常時5人以上の従業員を使用する法人の事業所が強制適用となったのは昭和61年4月1日からであり、申立期間は強制適用事業所とはされていない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 6 月 21 日から平成 3 年 10 月 1 日まで

申立期間①は、兄の同級生の紹介でA事業所に就職し、釜で菓子を焼く作業をしていた。このA事業所に勤めていた時期に、工場の近くにあった商店街の洋服屋で洋服をローンで買った覚えがあり、勤務している証明として健康保険証を店主に見せた覚えがあり、厚生年金保険に加入していないことはないと思う。

申立期間②は、B社の乗務員であった時期に、C社の運転手仲間に誘われて同社に移籍した。C社では乗務員として通常勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所で厚生年金保険記録がある同僚6人及び事業主の娘の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所は、昭和 31 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった以後、新規に厚生年金保険の資格を取得している者が 34 年 2 月 1 日まで確認できず、同事業所で厚生年金保険に加入していた同僚で連絡のとれた4人が記憶する同僚についても厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらない者がいることから、同事業所は、必ずしも、勤務していた職員全員を加入させていたわけではない状況がうかがえる上、同事業所は既に廃業しており、事業主も死亡していることから、厚生年金保険に係る届出や賃金台帳等の書類は確認できない。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 31 年 7 月 1 日から 34 年 5 月 1 日までの厚生年金保険被保険者名簿には 18 人の加入者が確認できるが、申立人の氏名は見当たらず、同名簿の健保証の番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C社で申立人が名前を挙げている同僚及び申立期間②に同社において厚生年金保険記録がある同僚と申立期間②当時の事業主は既に亡くなっている上、役員であった二人も、申立人について記憶していないことから、申立人の同社での勤務実態を確認できない。

また、上記役員のうち一人は、従業員の希望で社会保険に加入しない者もいたとしている上、申立期間②にC社が所有するタクシーは 5、6 台あり、そのほとんどが毎日稼動していたと述べているにもかかわらず、申立期間②に同社において厚生年金保険の加入記録のある職員は 3 人のみであることから、同社では、必ずしも勤務していた職員全員を加入させていたわけではない状況がうかがえる。

さらに、C社の現在の事業主は、平成 4 年 4 月頃に旧経営者から事業を譲り受け、旧経営者が事業運営していた申立期間に関する賃金台帳等の関連書類及びデータは残っていないと回答しており、申立期間②に係る賃金台帳等の関連資料が確認できない。

加えて、オンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 7 月 1 日から平成 3 年 10 月 1 日までの期間に、厚生年金保険の被保険者となった者は 36 人確認できるが、申立人の氏名は見当たらない上、同社において昭和 62 年 8 月から平成 4 年 1 月までの期間に新たに資格取得した者は確認できない。

このほか申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 56 年 3 月まで

申立期間の標準報酬月額については、諸手当を含んでいない基本給部分のみの金額であり、特に辞める前6か月間については極端に押さえられている。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった、申立人の社会保険被保険者資格経歴カードに記載されている標準報酬月額の記録は、全てオンライン記録と一致している。

また、申立人が同期入社で同じ環境で働いていたと述べる同僚のオンライン記録を確認したところ、標準報酬月額はほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額の方が高い期間もある。

さらに、申立人と同期入社のうち30人についてオンライン記録を確認したところ、申立人だけが低い標準報酬月額になっている状況は見受けられない上、申立期間内において標準報酬月額が下げられている被保険者も散見される。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。